

令和4年神奈川県議会第3回定例会 経済・環境対策特別委員会

令和4年12月13日

亀井委員

それでは、よろしくお願ひいたします。資料の6ページから始まる中小企業制度融資を中心に、何点かお聞きをしていきたいなというふうに思っています。

まず、年末までの資金需要に対応するためだと思いますが、11月補正予算その1、約32億円、31億9,000万円ぐらい積み増しをしているんですが、12月の規模というか、要するに実績というか、需要動向をどのように見込んだものだったんですか。

金融課長

11月の補正予算時点における12月の融資見込みですが、623.6億円を見込んでいます。これにつきましては、年末までの資金需要としまして、主要取扱金融機関ですとか信用保証協会、商工会、商工会議所にヒアリングしたところ、コロナ前の資金需要が落ち着いた令和3年12月と比較して、2倍から3倍の要素で設計、また、コロナ第8波の影響も今後増加要因として考慮する必要があるのではないかといった御意見を頂きました。

このことを踏まえ、推計に当たりましては、最大の3倍を採用しつつ、今後の可能性として、コロナの第8波の影響など、想定し得る範囲で最大限の積算に努めたところです。

亀井委員

例年と比べると、12月の資金需要に関して2倍、3倍に高まるという話なんでしょうが、今理由も述べていただきましたが、もうちょっと詳しくその理由を教えていただいていいですか。

金融課長

現状の県内中小企業の業況としましては、大企業が企業利益を増す中、中小企業は極めて厳しい状況に置かれていると承知しています。背景としましては、長期化するコロナ禍、物価高の影響、仕入価格、エネルギー価格の上昇、最低賃金の引上げに伴う人件費の増加など、コストが増している等ございます。

依然として、価格転嫁が進みにくい状況にあるため、業況の回復が遅れている状況がございます。売上げ減少に加えまして、利益減少も要件としております原油・原材料高騰等対策特別融資は、利用しやすい融資メニューとして注目されていますので、金融機関が積極的に売り込んでくれているという状況もあります。

亀井委員

今、コロナ禍もあるし、ウクライナ危機のこともありますし、円安、物価高で、非常に厳しい中であると、特に中小企業は厳しいという話なんですが、これはスケールメリットじゃなくてスケールデメリットの話をすると、私からすると、一般的な考え方とすると中小企業よりも大企業のほうが厳しいかなと思っちゃうんですが、その辺りはどうですか。

金融課長

委員御指摘の部分もあろうかと思いますが、報告資料にも現在の業況について

て簡単に御報告させていただいている中で、これまでの例えは日本銀行横浜支店の9月ですが、短観などによりますと、企業利益の見込みは、大企業としては、前年同期比12.8%増というような数字も出ておりまして、一方で、中小企業は、前年同期比10.0%減というところもございますので、やっぱり円安になると両方の局面があろうかと存じますので、一応この短観などをデータにいたしますと、大企業については一応今後利益は高まると見込んでいます。一方で、中小企業については減少すると見込んでいますという状況もあろうかと思って承知しています。

亀井委員

分かりました。次に、6月補正予算でスタートさせた保証料ゼロについて、これは9月補正予算と11月補正予算で積み増ししたんですが、この理由を教えていただいていいですか。

金融課長

7月25日から、保証料ゼロを開始しましたが、8月に想定を超える融資の申込みを頂きました、予算を超過するおそれが出てきましたことから、8月の実績を基に9月補正予算の積算を行いました。

ところが、9月の実績は、8月の実績の1.5倍を超えるものとなりまして、改めて年末までの資金需要を精査したところ、9月補正までの現計予算では不足する見込みとなったことから、11月補正でも追加予算を計上させていただいた、先日お認めいただいたというところでございます。

亀井委員

これは、私が所属していない常任委員会でも多分問題になったと思うんですが、これは、要するに直近で2回の補正を組むというのは異例だと思うんですね。多分、この9月の補正のときに、11月の補正を組まずに済むような予想を立てて、そこでしっかりと対処すべきだという意見が出たのかなと思うんですが、なぜそれができなかつたのか。その理由はですか。

金融課長

9月補正が終わり、大きく状況が流動しましたが、上期決算に向けて、中小企業がこれまでの原油・原材料の高騰等の状況を見据えて、やっぱり手元資金を確保したいというお気持ちを多く抱えたものと承知していますが、その状況も、やはりああいうところにヒアリングなども行いながら精査する必要があったものと反省してございます。

やはり、6月、9月補正を積算した段階では、8月のデータを基に行ったのですが、9月の需要の高まりというものを見込めなかったというところが反省点としてございます。

亀井委員

分かりました。これは神奈川県と同じようなレベルの県で、これも同じような形で2回ぐらいの補正を組んでいるんですかね。

金融課長

原油・原材料の特別融資は、各多くの県で何か対策を講じておりますけれども、似たようなところとしまして、埼玉県と愛知県で同じような融資をやってございます。9月補正でそういう原油・原材料に対応する融資を行ったとい

うことは承知していますが、その後、11月補正をやったという情報は入手してございません。

亀井委員

もしかしたら、埼玉と愛知は、その辺りのところを予想を立てて、11月補正をせずにクリアしたのかもしれないという話ですよね。ですから、それをしつかりとリサーチして、ぜひ、そういうところを抜かりなくやっていただければ、そのように思いますので、よろしくお願ひします。

融資の話で、実行額が結構増えているよという話の中で、融資したことはやっぱりいつかは返済しなきやいけないので、返済の状況というのはどうなっていますか。

金融課長

今回の報告書では、コロナ関連融資の実績等も報告させていただいている中で、令和2年度には緊急の資金繰り支援としてゼロゼロ融資をはじめとする融資を行いました。このコロナ関連融資の令和4年11月末の現在の実績というのは、4万6,089件、9,768億円にも及んでいます。

この実績の大部分を占めますゼロゼロ融資は、3万2,687件を実行しましたが、令和4年11月末時点の状況でお答えしますと、完済を含む正常返済中が2万6,499件で81.07%、据置期間中でまだ返済が始まっていないものが5,101件で15.61%、返済猶予などの条件変更、リスケ中が836件で2.56%、代位弁済が251件で0.77%でございます。条件変更や代位弁済は数%に抑えられている状況にございます。

亀井委員

リスケに関しては836件、代位弁済に関しては251件と、件数からすると結構な数だなというふうに私は思うんですが、これらについて何かそういう事例というか、分かりやすいものがあれば教えてもらっていいですか。

金融課長

リスケの事例ですが、資金繰りが改善せずに代位弁済に至った事例もございます。併せて御説明しますと、製造業の事例ですが、原油・原材料の高騰の影響もありまして売上げが低迷されたという中で、既存の借り入れについてリスケジュール、条件変更をしたところですが、その後も残念ながら売上げが回復しなかつたということだと思いますけれども、毎月の返済だけではなく利息の延滞もついたということで、代位弁済になったケースがあると承知しております。

亀井委員

代位弁済の後、その後、どうなったんですか。詳しく教えてもらっていいですか。

金融課長

この事例のケースではございませんが、代位弁済になったときの対応という形になりますが、これは、私ども制度融資というものは保証協会つきの融資でございます。信用保証協会が保証いたしますので、代位弁済になった金額を保証協会が金融機関にお支払いをいたします。その際になりますと、債権が金融機関から保証協会に移りますので、その後は、保証協会がその借りた方に対して

求償権を発生するということで返還を図るということ、そういう流れになります。

亀井委員

このケースはどうなるんですか。求償権を発動して、例えばもう期限の利益喪失日 90 日後、一括弁済させるのか、それとも分納させたのかという話になる。どうなんですか。

金融課長

求償権が発生した場合は、一括弁済を求めますが、ただ、その一括弁済を求めた後、その方もやっぱり資力、経済状況等ございますので、その辺りはお話をよく伺い、相談しながら、必要に応じて分割納付などもお願いしていくということを聞いております。

亀井委員

分かりました。だから 3 か月、90 日間とかと言われているんだけれども、それぐらいもうたまっちゃうと、じゃ、一括で払ってくれといった場合にやっぱりほぼ不可能なんですよ。

だから、それを期限の利益も後ないよねという話の中で、全部一緒に返してねという話だとちょっと厳しいかなと。今まで代位弁済に至るまでの過程で厳しい中で、代位弁済になったらもっと厳しくなってしまうとなると、もうその会社を潰してしまうみたいな話になるんで、ぜひその後も丁寧にやっていただければなと。これはパーセンテージとしては、非常に、そんなに大したことないよって課長はおっしゃっていたけれども、でもまだ 251 件もある。ぜひ、そこは丁寧にお願いできればなというふうに思います。

次に、リスクの話で借換えなんですが、借換えすることによって利率が高くなつて、逆に不利になっちゃうようなことつてあると困るんですけども、それはどうですか。

金融課長

借換えは、制度融資に関する借換えという形でお答えさせていただきますと、県制度融資の中では、制度融資から制度融資の借換えは全てできる形になっております。そういう意味で、制度融資自体が低利で固定の利率というものにさせていただいている、実際に低利な融資ですので、民間のプロパー融資と比べたとしても有利な低めの利子、利率となっています。ですので、制度融資を利用して借り換えていただければ、十分借換えの効果はあることと考えています。

亀井委員

ごめんなさい。例えばこれをリスクして、何本かの融資が出て、それで一本化しました。一本化して返済期間が長くなりました。さらにレートも低くなりましたという事例もあるんですか。

金融課長

まさしく、今たくさん御活用いただいている原油・原材料高騰等対策特別融資がその事例でございまして、利率としては 1.6% という通常の制度融資の中でも低めの金利設定しております。

原油・原材料高騰等対策の実績を見ますと、半分近くが実は借換えで利用し

ていただきしております、やはりこの低金利と併せて保証料ゼロですので、借換え時に保証料を取らないということもありまして、借換えにも利用いただいていると、そういう事例でございます。

亀井委員

私のところにいろんな業者から話が来るのは、何本も融資が出ていると。融資のスキームも違ったりするので、実行した時期も違うし、返済の終わりも違うので、レートもかなり違う。ですからそれを一本化して、何とか返済をもっと易しくというか、もうちょっと軽くなればなというふうな問合せが結構来るので、ぜひそういうところも見ていただいているなら、そのようにお願いします。

今、リスケとか代位弁済という話をさせていただいたんですが、それに至るのを防ぐために、やっぱり資金面ではしっかりと対応していかなければいけない。今までずっと話をさせていただいたんですけども、どのような支援を行っていくことがこれから大切だと思いますか。

金融課長

まず、これから融資を受けようとする方の場合ですが、やはり借入れがかさんでいきますと、単に赤字補填を理由とした融資の借入れが困難となる場合がございます。今後の返済に向けて稼ぐ力を回復していただくことが必要ですので、経営改善誘導型の2つの融資メニューは今保証料ゼロを実施していますので、こちらを軸足に資金繰り支援を実施することで、条件変更や代位弁済となる企業を1者でも減らしていくよう努めていきたいと考えてございます。

また、既に借入れを行っている事業者の方に対しましては、収益力改善に向けた経営支援が重要です。例えば、セーフティネット保証4号がございます。売上げ減少を要件とした別枠保証ですが、実は10月1日から国の制度改正がございまして、この4号を受けて融資を受ける方は、全て今後5年間、金融機関のモニタリングが行われるという仕組みをスタートいたしました。これによりまして、信用保証協会と金融機関が事業者の経営課題を早期に把握できるといったことも進んでまいりますので、条件変更や代位弁済に陥ることを防ぐ効果があるとも考えています。

亀井委員

分かりました。資金面での支援をいろいろ考えてくださって、国の財源が使えないよという話もあるんですが、いろいろ考えてくださって、やっぱり資金面以外の支援のことも考えなきゃいけないんですが、今日は中小企業支援課長もいらっしゃるということで、中小企業支援課からすると、この資金面以外のところで、今みたいなところの防止策というのはどのようなところになりますか。

中小企業支援課長

資金面以外ということですが、今回の9月補正予算で、支援機関に対する体制強化であったり、これまでの消費喚起のためのかながわPayであったりですとか、商店街プレミアム商品券事業といったこともやってまいりました。こういった様々な支援策をパッケージとして推進していく、中小企業支援課パッケージと申しますけれども、そういったパッケージによって総合的に現下苦し

い中小企業を支援してまいりたいと考えております。

亀井委員

分かりました。ぜひ、そういうことをしっかりと周知しながら、知らない中小企業もたくさん存在するでしょうから、そこは金融課と連携しながら、神奈川県の中小企業を、少しでもそういう厳しい局面に陥らないために、皆さん方で知恵を絞っていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

次に、資料の 20 ページの、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた観光施策の対応について、何点か、時間の関係もあるので、少し聞かせていただければと思います。これは予算額の 2 割を団体旅行の専用の予算額として確保したということなんですが、これはどういうことで、どのような意図があるんですか。

観光課長

団体旅行枠は、団体旅行のうち、貸切りバスを利用した旅行に特化した予算枠のことです。割引原資については、旅行事業者、O T A、宿泊事業者、鉄道・船舶事業者と業態別に配分しているところですが、これとは別に団体枠として割引原資を配分するもので、割引対象となる団体旅行が催行された場合のみ、団体旅行枠から予算が差し引かれることになります。

意図ですが、貸切りバスについては、貸切りバスを利用する旅行商品の造成にインセンティブを発生させるということでございます。旅行事業者による団体旅行商品の販売につなげることを意図しているものです。

コロナ禍による団体旅行が減少しております、貸切りバスの利用も減少したことで、中小の旅行事業者、バス事業者は非常に厳しい状態であったことから、こうした事業者を支援する目的で団体旅行枠というものが設けられたと理解しております。

亀井委員

交通付の宿泊旅行商品は 1 人当たりの割引上限額が上乗せされて 8,000 円になるというんですが、これは団体旅行も同様なんでしょうか。

観光課長

貸切りバスを使用した団体旅行であれば、交通付という 8,000 円の割引額が適用されます。

亀井委員

これは、貸切りバスを利用しない団体旅行は対象外ですか。

観光課長

貸切りバスを使用しない交通付商品は、単なる交通付の商品となりまして、割引は 8,000 円なんですが、団体旅行枠には該当しません。

亀井委員

対象外となるということなんだけれども、ごめんなさい。もうちょっと理由を、理由づけをはっきりしてもらえますか。

観光課長

団体旅行枠は、全体予算の 2 割ということで設定しておりますが、これは貸切りバスを利用した団体旅行のみ、その予算から割引の原資が使えるというところで、貸切りバスを使用した団体旅行は、その分手厚い支援となっている

というところでございます。

亀井委員

何で手厚くなるんでしたっけ。

観光課長

貸切りバスを使用する旅行事業者、それから貸切りバス事業者は、団体旅行自体がコロナ禍で減っておりまして、非常に厳しい状況になっていますので、その事業者の方々を支援するために、特別枠として団体旅行枠を設けたというところでございます。

亀井委員

団体旅行は、やっぱり密になるので、密を避けなきやいけないというのがコロナ禍だったので、非常に厳しい経営状況になって、それを何とかしなきやいけないという話ですよね。これに関して何か課題というのではありませんか。

観光課長

貸切りバスを利用した団体旅行については、2つ種類がございます。まず1つ目は、新聞広告などで募集する企画募集型というパターンがございます。もう1つは、地域のコミュニティー、企業、学校などに営業し、商品を造成する手配型と言われるものがございます。企画募集型と手配型と、この2つのパターンがあるんですが、いずれも旅行商品の企画から実際の旅行の催行まで、3か月程度の準備期間が必要となります。

現在実施中のいざ、神奈川！全国旅行支援は、その前のかながわ旅割は1か月ごとに延長が発表されておりましたが、現在のいざ、神奈川！は、10月11日から12月27日という比較的それまでよりも長いスパンで実施となりました。

当初、国では、7月中の実施を検討していたんですが、感染状況を踏まえて事業実施を後ろ倒ししたこともあり、結果的には事業期間は、10月11日から12月27日、約3か月ということになってしまいました。支援内容の課題ではないんですが、事業期間の問題で、個人旅行に比べて、複数人が参加する旅行商品自体がつくりにくいものとなっているのではないかと考えております。

亀井委員

もう時間がタイトなので、この商品って年明け以降に、やっぱり財源の問題もあるかと思いますが、これは年明け以降、どのような形になりますか。最後にお聞きします。

観光課長

現在、団体旅行枠というのを設定されていますが、1月10日以降の制度については、今後また国の方から発表されることになっていくかと思いますので、現在のところはまだ不明というところでございます。

亀井委員

では、終わります。